



企業価値の向上と内部統制の役割に関する研究

姜, 相熙

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4573

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004573>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名	姜 相熙
博士の専攻分野の名称	博士（経営学）
学 位 記 番 号	博い第 4573 号
学位授与の 要 件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付	平成 21 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

企業価値の向上と内部統制の役割に関する研究

審 査 委 員

主 査	教 授	古賀 智敏
	教 授	國部 克彦
	准教授	與三野 禎倫

論文内容の要旨

本論文は、企業価値の創造というポジティブな視点から内部統制を捉え、それがいかに企業価値の向上に役立つかを詳細な文献研究と事例研究によって体系的に究明することによって新時代に対応した新たな内部統制のあり方を提示しようとするものである。

内部統制に関する従来の研究は、財務情報の不正や誤謬をいかに有効かつ効率的に防御するかというネガティブな側面からの研究が主体であった。しかし、内部統制の構築には相当の費用と時間を要することから、その費用・便益分析が必要ではないかとの問題意識のもとで、本論文では、特に内部統制の構築による便益の側面に注目し、内部統制を企業の価値創出の源泉としての「知的資産」として位置づけることによって、旧来のネガティブな役割を強調する内部統制から新たなポジティブな役割を重視した内部統制観への発想の転換を図り、新たな内部統制のあり方を明らかにしようとするものである。

本論文は、7つの章から構成されている。

まず、第1章「序論」は、本論文での研究の背景と分析視点および課題を提示している。近年の企業不祥事と会計不信を契機として内部統制の整備を求める要請が高まる中、そもそも誰のための、何のための内部統制かという内部統制構築の便益に関する問題提起に対して、本論文では内部統制を企業の価値創出ドライバーをなす知的資産の1つとして位置づけ、知的資産の属性を援用しつつ、内部統制について積極的に企業価値を高めるというポジティブな見方への発想の転換が必要であるとの基本的認識と研究方法を提示している。

第2章「内部統制の概念的フレームワーク」では、近年のエンロン事件を契機に内部統制の認識視点が企業経営者・監査人の立場から投資家等の立場を組み込んだアメリカのトレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)の内部統制へと拡充・発展してきたことから、本論文ではCOSOの内部統制フレームワークに依拠することを明示している。そこではリスク・マネジメントやコーポレート・ガバナンスの側面が内部統制の中核をなし、リスク・マネジメントとコーポレート・ガバナンスが広く経営戦略の一環をなすことから、内部統制も経営戦略の一部として企業収益の増進に貢献し得ることが指摘されている。

これを受けて、第3章「監査の発展と内部統制概念の歴史的変遷」では、監査基準書・手続書等の文献研究によってアメリカの財務諸表監査における内部統制概念の史的変遷を分析・考究し、資産保全を内容とする「内部牽制システム」としての内部統制概念から、ガバナンスを包括した「ガバナンス・システム」としての内部統制概念へと概念の拡充化・進化のプロセスと特徴が明確に浮き彫りにされている。

また、第4章「内部統制制度の国際比較」では、内部統制が主要先進諸国ではどのように認識され、制度化されているかをアメリカ、日本、カナダ、イギリスの4カ国を例に国際比較を行っている。その結果、アメリカと日本では、企業破綻や不祥事を契機として規制当局主導によって投資家・証券市場の保護に焦点が置かれるのに対して、イギリスとカ

ナダでは、会計プロフェッション主導のもとでコーポレート・ガバナンスの一部としての内部統制システムの強化が重視されたことが明らかになった。このように、内部統制システム整備の主体や焦点の置き方は幾分相違するものの、その内容について実質的差異はないことが判明した。

次に、知的資産の属性に照らして内部統制が知的資産として把握可能であることを確認し、知的資産としての内部統制がどのようにして企業価値の向上に資するか、その理論ベースを論じたのが、第5章「知的資産としての内部統制システム」である。内部統制は、知的資産の4つの属性、つまり、「非競合性」、「収益逡増性」、「特定企業依存性」および「ネットワーク効果」のいずれも満足するという意味では知的資産であり、組織プロセスの一部として企業の構造資産をなすことを明らかにしている。しかも、このような内部統制の核心部分をなす戦略的リスク・マネジメントは変化と不確実性をプロアクティブに把握し、企業創出に役立つ新しい知識の創造を図る点で、戦略的リスク・マネジメントと知識創出とは相互補完、相互促進の関係をなす点が明示されている。

これを踏まえて、第6章「内部統制と企業価値向上に関する事例分析」では、オムロン、クボタ、富士火災の3社の内部統制の事例を取り上げ、知的資産の4つの属性が各企業の内部統制システムにどのように組み込まれているかを詳細に分析している。分析の結果、オムロンでは内部統制システムが同社独自の「ブランド価値向上」施策に組み込まれ、クボタでは同社グループの企業特性に即したリスクの把握・管理・改善システムを整備することによって、また、富士火災でもリスク管理専門部による実効性あるリスク管理体制の構築によって内部統制が企業価値の向上を図っている実態が明らかにされている。

最後に、第7章「内部統制の展望と課題」では、本論文の内容を総括し、今後の研究の展望と課題を提示している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、内部統制を企業の価値創造と企業価値の向上というポジティブな役割の側面から位置づけ、それがいかに企業価値の増大に資するかを理論・制度・事例研究の各側面から究明しようとするものである。本論文は、特に次の３点において従来の研究に見られない独自性と斬新性をもつ。

第１に、従来の内部統制が会計情報の不正や誤謬、企業不祥事等の防衛といったネガティブな側面に焦点が置かれてきたのに対して、本論文では、内部統制システムの構築が企業価値の向上にどのように貢献するかというポジティブな側面に着目する点で発想の転換と視点の斬新性が見られる。このような視点の重要性は内部統制概念をめぐる歴史・国際比較研究を通じて緻密に分析され、ガバナンスシステムや戦略的リスク・マネジメントを組み込んだ内部統制概念の拡大によって裏付けられている。

第２に、これを達成するために内部統制を企業価値創出ドライバーとしての「知的資産」として把握し、知的資産のもつ４つの特性(非競合性、収益増増性、特定企業依存性、ネットワーク効果)が理論的に内部統制に妥当することを提示している点である。内部統制を知的資産として捉える見方は先行研究でも指摘されているが、本論文はこれを体系的かつ総合的に取り扱った先駆的試みをなす。

第３に、優れた内部統制システムの構築を行っている３つの企業の事例研究を行い、知的資産の４つの特徴が企業価値向上にどのように反映されているかを浮き彫りにしている点である。これらは、従来の研究では必ずしも十分に解明されてきていない問題であり、本研究の大きな貢献をなすものである。

以上のように、本論文には独創性が認められるものの、次のような問題点もまた指摘されるところである。まず、３つの事例研究において内部統制が知的資産の４つの属性を具備するにせよ、それが具体的にどのように事業方法等の改善をもたらしたか、より具体的かつ深く分析されたならば、本事例の知見は一層明確かつ説得力あるものとなったであろう。また、インタビュー調査の対象会社においても、内部統制によってより優れた成果をあげている企業を選定するなど選定方法に工夫を要する。しかしながら、これらは本論文の価値をいささかも損なうものではない。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成２１年３月６日

審査委員	主査	教授	古賀 智敏
		教授	國部 克彦
		准教授	奥三野 禎倫